

(3) 正・副会長の選出に関する取り決めについて

現在、本審議会における正・副会長の選出の取り決めについては、「安城市スポーツ推進審議会規則」の第3条第2項に、『会長及び副会長は、委員の互選によって定める。』とある。

これについて、前回の審議会（令和3年6月24日書面開催）において委員より、選出については「会則で決めればどうか。」（例：会長はNPO法人安城市体育協会理事長とする。）との意見を頂いた。

⇒本市における審議会をはじめとした附属機関等の設置及び運営に関し必要な事項を定める「安城市附属機関及び懇談会等の設置及び運営に関する指針」の条項には、『会長等は、合議体の自立性を尊重し、委員の互選を原則とすること。』とあることから、引き続き本審議会においても互選を原則とし、正・副会長を選出することとする。